

軽自動車税種別割（小型特殊自動車）の課税誤りについて

1 概要

(1) 小型特殊自動車の課税について

市町村税である軽自動車税種別割は、地方税法において、毎年度4月1日時点における軽自動車等の所有者（以下「納税義務者」という。）に対し、軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課し、納税義務者は、購入等により軽自動車等の所有者となったときは、市町村に申告書を提出する義務を負うと定められている。

軽自動車等のうち、小型特殊自動車については、道路運送車両法施行規則において、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び農耕作業用トレーラが「農耕作業用のもの」、農耕作業用のもの以外は「その他のもの」に区分されており、税率については、青森市市税条例において、「農耕作業用のもの」は年額2,000円、「その他のもの」は年額5,900円と規定している。

(2) これまでの経緯

令和5年度軽自動車税種別割納税通知書を納税義務者に発送した後、納税義務者から、所有している小型特殊自動車の区分を「その他のもの」として課税していることに疑義がある旨の問い合わせがあった。

その際、他の同一車両の小型特殊自動車の課税内容を確認したところ、その中に、「農耕作業用のもの」として誤った区分で申告され、誤課税している車両があることが判明したことから、小型特殊自動車全車両（5,670台）について、課税内容の確認作業を行った。

2 確認結果

(単位：台)

区分	農耕作業用のもの (①)	その他のもの (②)	計 (①+②)
確認結果			
適正なもの	2,477	2,815	5,292
区分の誤り（課税誤り）	56	4	60
所有者への確認が必要	305	13	318
合計	2,838	2,832	5,670

3 区分の誤り（課税誤り）が生じた原因

- ・申告受付時、申告内容に誤りがあったものの、確認が不十分なまま申告書を受理し、誤った区分で課税したことによるもの（56件（農耕作業用のもの53件、その他のもの3件））。
- ・正しい区分で申告されていたものを、入力誤りにより、誤った区分で課税したことによるもの（4件（農耕作業用のもの3件、その他のもの1件））。

4 所有者への確認が必要（318件）となった原因

申告受付時、申告書未記載箇所について、申告者に確認した内容を申告書に記載していなかったことによるもの。

5 今後の対応

（1）所有者への確認調査の実施

所有者への確認が必要な車両については、郵送による調査を実施して区分を確定し、課税内容と一致していない車両は、税額を変更する賦課決定等を行う。

（2）賦課決定及び過誤納金の取り扱い

①増額の賦課決定が必要な車両（現時点で56台）

「農耕作業用のもの」として区分している車両のうち、調査の結果、正しい区分が「その他のもの」であることが判明した車両については、地方税法の規定により賦課決定及び随時課税処理を行う。

（最大3年遡及、年税額2,000円→5,900円）。

②減額の賦課決定が必要な車両（現時点で4台）

「その他のもの」として区分している車両のうち、調査の結果、区分が「農耕作業用のもの」であることが判明した車両については、その原因が、市に起因する瑕疵（課税内容の精査が十分ではなかった）によるものであることから、過誤納金として取り扱う。

③過誤納金の取り扱い

当該過誤納金については、地方税法の規定による賦課決定及び税額の還付（最大5年遡及、年税額5,900円→2,000円）を行う。

また、納税者の不利益を補填するため、地方税法の規定による還付が不能（5年以上経過）となる税相当額については、補填金を支払う。

6 再発防止策

「小型特殊自動車の申告受付及び課税処理マニュアル」の整備及び申告受付担当職員への職場研修の実施により、申告受付時における正確な対応を徹底する。

7 スケジュール

- | | |
|------------|--|
| ・10月下旬 | 確認が必要な所有者に調査書を郵送 |
| ・令和6年1月～3月 | （増額）賦課決定、随時課税処理
（減額）賦課決定、還付、補填金支払処理 |